

令和7年度 米軍基地特有の化学物質情報収集業務企画提案仕様書

1 業務名

令和7年度 米軍基地特有の化学物質情報収集業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

3 業務の目的

沖縄県においては、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（H25.4）」に基づき嘉手納以南の米軍基地の返還が予定されている。

米軍基地では、軍事基地であるが故に国内一般地域とは異なる用途での化学物質の利用や管理及び一般地域では通常使用されない化学物質（以下「米軍基地特有の化学物質」という。）の使用が想定されること、返還予定の基地の中には、兵站補給基地（倉庫）や飛行場として長年使用されている施設もあることから、米軍基地特有の化学物質による環境汚染が懸念される。

米軍基地特有の化学物質については、沖縄県における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号。以下「跡地利用推進法」という。）の支障除去措置の対象となっている土壌汚染対策法（平成14年5月29日号外法律第53号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日号外法律第105号）等に含まれていない化学物質もあるため、跡地利用推進法に基づく支障除去措置だけでは米軍基地特有の化学物質による土壌汚染に適切に対応できない。

このため、本業務では、返還時に適切な支障除去措置を講ずるよう国に対し求めるため、米軍基地特有の化学物質のリスク評価を行うために必要な情報の収集を行うとともに、支障除去時に調査対象とすべき化学物質を選定することを目的として、基地周辺で化学物質の環境残留実態把握のための調査を行う。

4 業務の内容

米軍基地特有の化学物質について、返還予定基地において使用されたおそれの高い物質又は可能性のある物質について過去に当課で収集した情報をもとに、支障除去時に調査対象とすべき物質を絞り込むとともに、物質のリスク評価をおこなうために必要な情報の収集及び整理をする。

また、返還予定の在沖米軍基地の汚染状況を推定するため、在沖米軍基地周辺の地下水質調査（以下「地下水質調査」という。）を実施する。

上記収集した情報等については、化学物質の環境リスク評価や化学物質管理などの有識者（3～5名程度）からの意見聴取を行う。（※1）

なお、米軍基地特有の化学物質は、跡地利用推進法の支障除去措置の対象となる化学物質以外で、国内法において使用が禁止又はそれに準ずる措置がとられる物質（以下「国内法使用禁止等物質」という。）及び国内法では規制されていないが、米軍基地内で国内の一般地域と比べて相当量が使用されていることが懸念される物質（以下「基地内相当量使用物質」という。）に分けられる。

本業務の実施にあたっては、沖縄県米軍環境調査ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）（※２）や令和６年度までに本事業で得た情報及び平成２６年度から平成２８年度までの米軍施設環境対策事業で得た情報を参考にすること。

これまで得た情報については、契約締結後に提供する。

※１ 平成２８年度米軍施設環境対策事業リスク評価専門部会員 PDF 掲載 URL

https://www.pref.okinawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/017/331/guideline_09_meibo.pdf

※２ 沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン PDF 掲載 URL

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/kankyo/1004418/1017331.html>

（１）米軍基地特有の化学物質の抽出及びリスク評価のための情報収集

下記事項について、情報を収集・整理を行う。

ア リスク評価のための優先物質の抽出・整理

過去に当課で収集・整理した化学物質に関する有害性情報（リスク評価時やスクリーニングレベルの設定、リスク解析ツールを使用する上で必要となる情報）や評価分類等を踏まえ、跡地利用時の支障除去措置の対象とすべき化学物質の選定に資する観点から、優先的に調査対象とすべき物質の抽出を行うこと。抽出にあたっては、有識者の意見や有害性情報に係る既往分類の活用に加え、これまでに当課で実施してきた地下水調査、スクリーニング調査（本年度調査含む）の結果も併せて評価に反映すること。

また、抽出された物質については、支障除去措置において必要となる調査内容を検討する上で活用できるよう、個票形式等で個別に情報を整理するとともに、主要な項目をまとめた一覧表を作成すること。整理に当たっては、各物質の性質や既往調査の状況を踏まえて適切な整理指標や手法を検討し、実務での活用を見据えた形としてとりまとめること。

イ スクリーニング調査

返還予定基地における化学物質のリスク評価を行うために必要な情報収集として、基地周辺の地下水等から検出される化学物質についてスクリーニング分析を以下のとおり行い、同定された物質の有害性情報の収集・整理を行うこと。また、過年度事業で作成したスクリーニング調査の手順書（案）を、有識者の意見や本年度の調査実績等を踏まえて、必要に応じて内容の見直しを行うこと。

（ア） 検体の採取

検体は７検体以上とし、「（２）地下水調査」の調査地点から検体の採取を行うものとする。

（イ） 測定方法

ガスクロマトグラフ質量分析計（GC-MS）を用いた自動同定・定量データベースシステム（AIQS-DB）によるスクリーニング分析

ウ 汚染発覚時の対応に関する情報収集・整理

基地跡地における化学物質のリスク評価を行う上で有用な情報として、世界各国の米軍基地における PFAS 類（特に、優先して PFOS、PFOA、PFHxS の 3 物質を対象とすること。）の化学物質による環境汚染事例や関連する技術情報を収集し整理する。（例：汚染発覚から除去までの経緯・浄化手法・リスク管理手法、地下水・土壤汚染へ対応するための技術情報等）

(2) 地下水質調査

ア 調査地点及び測定回数

調査地点は返還予定基地周辺で 15 地点(年 1 回)とする。

イ 分析項目

国内法使用禁止等物質別紙 1 (P9) 及び基地内相当量使用物質別紙 2(P10)にかかる物質とする。

ウ 検体の採取及び分析

地下水の試料採取は、既設の井戸又は湧水から採取することを想定している。有識者からの意見等を踏まえ、沖縄県が指定する物質の検体採取及び水質検査を行い、検体の送付は、分析機関の指定する方法で行う。

エ 測定方法

以下 (ア)、(イ) の資料等に記載のある方法等を用いて分析すること。

(ア) モニタリング調査マニュアル（平成 16 年 3 月、環境省）

(イ) ガイドライン詳細資料 資－124 から資－130 までを参照のこと。（※3）

そのうち、国内法使用禁止等物質に係る分析は、「化学物質と環境」（化学物質環境実態調査 調査結果報告書）（環境省 大臣官房環境保健部 環境安全課）に示された最新の方法又はそれと同等以上の精度で測定が可能な方法において実施すること。

ただし、(2)ア～エについては、事業開始後の各有識者のヒアリング等において、試料採取方法や測定すべき物質の提案等があった場合は、変更することがある。

※3 上記※1 URL「参考資料その2 PDF」67 ページから 73 ページまでを参照

(3) 有識者からの意見聴取

情報収集した米軍基地特有の化学物質に関する有識者ヒアリング(全 10 回程度を予定)を実施し、以下、アからエについて必要な助言を求めるものとする。

ヒアリングに当たっては、有識者及び沖縄県との調整を行ったうえで実施し、ヒアリング終了後、速やかに議事の取りまとめを行う。なお、有識者へのヒアリングは各有識者を訪問（必要に応じてWEB会議設定）して実施することを予定している。

- ア 上記(1)における優先物質の抽出及びその整理手法について
- イ 上記(1)におけるスクリーニング調査結果及び手順書（案）について
- ウ 上記(2)における過年度からの調査結果傾向及び今後の調査対象物質等の見直しの必要性について
- エ 収集・整理した情報の公開に係る検討について（跡地利用等の際によりリスク評価を検討しやすい公開手段等）
- オ 次年度調査計画について

(4) 報告書

上記(1)から(3)の結果についてとりまとめ、沖縄県と打ち合わせ後、報告書を作成する。スクリーニング調査及び地下水質調査は、採水地点、分析方法及び結果を記載した報告書及び計量証明書（あるいは試験結果報告書）を作成する。

なお、上記(1)から(3)の結果について沖縄県が必要と判断した情報については、逐次提供すること。

5 費用について

本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記されていないものであっても、原則として受託者の負担とする。

6 業務実施体制等

以下の要件を満たすこと（受託者は、体制図を提出すること。）。

- ・ 本業務に必要な要員を配置し、適切に業務が遂行されるよう責任を負うこと。
- ・ 問題発生時の対応体制を明確にし、その責任者名を明確にすること。
- ・ 沖縄県と迅速に連絡が取れるようにすること。

7 業務経費額の中間検査・確定検査

- (1) 受託者は、沖縄県が指定する日に業務経費関係書類について、中間検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、業務完了後、業務経費関係書類について、確定検査を受けなければならない。

8 成果物

上記4(4)報告書及びその概要版を提出する。

- (1) 紙体裁 1 部
- (2) 電子データ（PDF 及びその元データ）を保存した DVD-R 1 式

9 業務経費使用報告書

- (1) 業務経費使用報告書とは、支出経費の内訳に基づいて作成する業務経費使用明細書及び支出を証明する関係書類一式のことで、沖縄県が指定する中間検査時及び業務完了後、ただちに沖縄県に提出することとする。

時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金及び通常の作業内容を超えた労働に対

する手当は経費に含めない。

他業務を兼ねる場合は、業務量・業務時間等に応じて適切に処理すること。

- (2) 支出関係書類には以下を含むこととし、その他の経費支出についても、支出を証明する関係資料（請求書、領収書、納品書、カタログ、発注書、賃金台帳、給与算定額の根拠書類等）の写しを提出する等、沖縄県が経費支出の妥当性を確認できるようにしなければならない。

ア 報酬、賃金等関連する書類

- ・ 支払の算定根拠、従事者・従事日時・本業務に従事したことがわかる根拠書類を含めること。
- ・ 従事者別に本業務に従事した日数等を取りまとめた根拠書類も添付すること。

（根拠書類の例）出勤簿、タイムカード、業務日誌、賃金台帳、支出調書、給与規程、労務費単価根拠規程、雇用契約書、労働条件通知書等

イ 旅費関連書類

- ・ 旅費とは交通費、宿泊費、日当を示し、支払算定根拠、旅行者・旅行日・本業務で出張したことがわかる根拠書類を含めること。
- ・ 従事者別、有識者別に取りまとめること。
- ・ 原則、最も経済的な通常の経路及び方法によること。

全日本空輸 株式会社（ANA）の普通クラス（ANA フレックス タイプ A～D）が満席である場合等、プレミアムクラスを利用する特別な事情がある場合は、航空券予約時点における搭乗便の普通クラスの適用運賃（フレックス タイプ A～D）を明確に証明できる根拠書類等（予約時点の運賃照会画面のコピー等）を適切に整えた場合は、当該適用運賃の額を支給することができる。

（根拠書類の例）旅行命令簿、支出調書、搭乗券や領収書等の根拠書類、出張報告書、宿泊費及び日当単価根拠規程等

ウ 分析費及びその他経費（使用料及び賃借料、通信運搬費等）に関する書類

- (3) 沖縄県は、必要があると認めるときは、根拠書類原本の実地確認を行う。

10 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、再委託により履行することができる業務の範囲に該当するものとして県が書面で認める場合やその他簡易な業務の範囲の場合については、この限りではない。

契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案応募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行にあたり、受託者が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は次のとおりとする。

再委託により履行することのできる業務の範囲

- ・ 資料等の翻訳業務
- ・ その他簡易な業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。ただし、上記(3)に定める「再委託により履行することのできる業務の範囲」のうち、以下に記す「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

その他簡易な業務

- ・ 印刷、製本
- ・ 原稿・データ入力及び整理
- ・ その他単純作業であって、容易かつ簡易なもの

11 一般管理費及び積算

- (1) 一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費として抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。
- (2) 一般管理費は、次の計算式により算定すること。また、地下水質調査の分析費等、受託単価に一般管理費を含めている場合は、差し引いて計上するとともに、その旨を記載すること。「企画提案募集要領」も参照すること。
- (3) 積算については、「企画提案募集要領」を参照すること。

【一般管理費の算定方法】

$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費 (外注費含む)} (\times)) \times 10/100$ 以内 (小数点以下切捨て)

※上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

[請負契約の例]

機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等

12 委託業務の監督等

- (1) 沖縄県は、必要があると認めるときは、受託者に対し、本業務の実施状況、経費の使途及びその他必要な事項について報告を求め、書面検査又は必要に応じ実地検査を実施し、必要な指示をすることができる。
- (2) 沖縄県は、受託者及び上記 10(4)に定める「再委託の承認」により受託者から委託を受けた

者による本業務の履行が著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- (3) 受託者は、上記(2)に基づく請求があった場合、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、請求を受けた日から 10 日以内に、沖縄県に文書により報告しなければならない。

13 権利義務の譲渡

受託者は、あらかじめ沖縄県の承諾を得た場合を除き、本業務委託契約により生ずる権利・義務を第三者に譲渡、承継し、又は成果物を第三者に譲渡、貸与し、又は質権その他の担保目的に供してはならない。

14 知的財産権等の使用

受託者は、知的財産権その他第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

15 著作権等

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関して、著作者人格権を行使しないことに同意すること。また、当該著作物の著作者が受託者以外の場合は、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を取ること。

16 契約不適合責任

本業務は、成果品の検査をもって完了とする。ただし、完了後において契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ことを発見した場合は、受託者に相当の期間を定めて修補を依頼し、又は修補に代え若しくは修補と共に当該契約不適合により生じた損害に対する賠償の請求をすることができるものとする。

受託者は、納入した成果物の契約不適合について、納品日から起算して 1 年間、担保の責を負うものとする。受託者は、成果物の契約不適合が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、当該契約不適合を発見したときから 10 年間、担保の責を負うものとする。

17 賠償金等の徴収

沖縄県が指定する期間内に、受託者が本業務委託契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を支払わないときは、沖縄県はその指定する期間の翌日から受託者の支払日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条 1 項に基づき定められた率の割合で計算した利息を付した額と、支払うべき業務委託料を相殺することとし、なお不足がある場合には、遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条 1 項に基づき定められた率の割合で計算した額の延滞金を受託者から徴収する。

18 秘密の保持

受託者は、本業務作業の一切について秘密の保持に留意し、漏洩防止の責任を負うものとし、本契約終了後においてもその責任を負う。

受託者は、本業務を履行するうえで、個人情報を取り扱う場合は、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年 3 月 31 日沖縄県条例第 2 号）を遵守しなければならない。

19 その他

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書については、変更する場合がある。
- (2) 企画提案については、その内容の全ての実施を保証するわけではなく、委託業者決定後、県と協議の上、委託業務を決定し実施するものとする。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書によりがたい事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部については、沖縄県と速やかに協議し、その指示に従うこと。
業務量について、本仕様書記載の量よりも大幅な増減が見込まれる場合には、双方協議のうえ対応を決定するものとする。
- (4) 企画提案の交付決定（又は契約締結）を行うにあたっては、内閣府による確認が必要な場合がある。

国内法使用禁止等物質

No.	物質名
1	アルドリン
2	α ヘキサクロロシクロヘキサン
3	β ヘキサクロロシクロヘキサン
4	クロルデン
5	デカブロモジフェニルエーテル
6	ディルドリン
7	エンドリン
8	ヘプタクロル
9	ヘキサクロロベンゼン
10	リンデン
11	ペンタクロロベンゼン
12	ポリ塩化ナフタレン
13	1,1,1-トリクロロ 2,2-ビス (4-クロロフェニル) エタン (DDT)
14	ペンタクロロフェノール、その塩及びエステル類

※ 上記以外に、有識者からの意見聴取等により以下の物質へ変更、又は物質を追加する可能性を有する。

- ・デクロランプラス
- ・メトキシシクロル
- ・UV-328
- ・エンドスルファン
- ・トキサフェン
- ・ジコホル
- ・クロルデコン
- ・ヘキサブロモシクロドデカン
- ・ヘキサクロロブタジエン
- ・短鎖塩素化パラフィン (SCCP)
- ・ビス (トリブチルスズ) =オキシド
- ・N,N'-ジトリル-p-フェニレンジアミン、N'-トリル-N'-キシリル-p-フェニレンジアミン又は N,N'-ジキシリル-p-フェニレンジアミン
- ・2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール
- ・2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール

基地内相当量使用物質及び過年度事業で得た情報から重要と考える物質

No.	物質名
1	2, 4, 6-トリニトロトルエン
2	2, 4-ジニトロトルエン
3	2, 6-ジニトロトルエン
4	トリメチレントリニトロアミン (RDX)

※ 上記以外に、有識者からの意見聴取等により以下の物質へ変更、又は物質を追加する可能性を有する。

- ・エチルベンゼン
- ・メチルイソブチルケトン
- ・1,3,5-トリメチルベンゼン
- ・クロロベンゼン
- ・1, 3-ジクロロベンゼン
- ・クメン
- ・2, 4, 6-トリクロロフェノール
- ・2, 6-ジクロロフェノール
- ・2, 4-ジクロロフェノール
- ・4-クロロフェノール
- ・2-クロロフェノール
- ・フェノール
- ・トルエン
- ・ブロモジクロロメタン
- ・1, 2-ジブロモ-3-クロロプロパン
- ・1, 2, 3-トリクロロプロパン
- ・1, 4-ジクロロベンゼン
- ・1, 2-ジクロロベンゼン
- ・1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン
- ・2-メチルフェノール
- ・4-メチルフェノール
- ・2, 4-ジメチルフェノール
- ・テトラヒドロフラン
- ・ヘプタクロルエポキシサイド
- ・1,4-ジオキサン
- ・2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)
- ・2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸 (2,4,5-T)